

# 下水道の正しい使い方

下水道の供用開始区域内には、たくさんのマンホールポンプ場があります。マンホールポンプは下水をスムーズに流すための重要な施設です。最近になって、マンホールポンプが停止、故障する事故が多発し、大変困っています。原因は、家庭の排水口から流れてきた下着類や雑巾がポンプの羽根車に絡まってしまったためです。下水道ができたからといって、何でも流していいということではありません。下水道は、町の豊かな自然や皆さんの生活環境をより良くするための大切な公共財産です。下水道を使用する皆さん一人ひとりがルールを守り、上手に使うことを心がけてください。

## <台所>

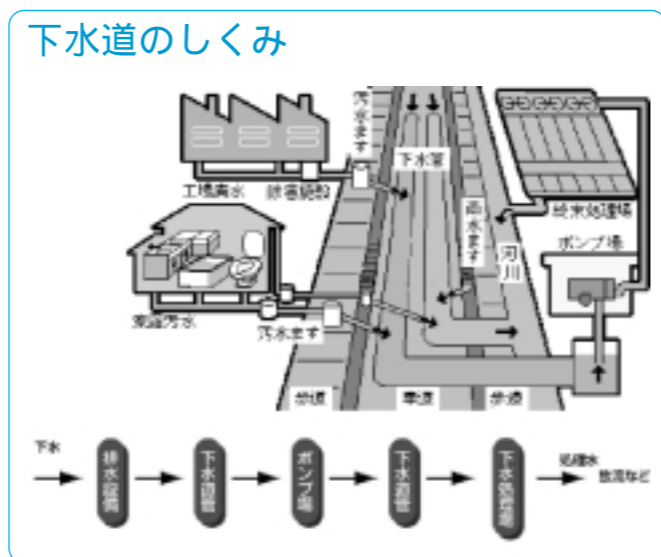
調理くず、ご飯の残り、てんぷら油などは流さないでください

油類は、管が詰まる最大の原因です。本管だけではなく宅内排水設備を掃除するのにも一苦労です。フライパン等についた油は、必ず紙などで拭き取って（染み込ませて）可燃ゴミとして出してください。

## <トイレ>

水に溶けない紙や異物などトイレットペーパー以外の紙を流さないでください。生理用品、ビニール、紙おむつ、雑巾、タバコの吸殻等は流さないで

マンホールポンプ故障の原因となります。



## <風呂、洗濯場、洗面所>

髪の毛、布くずなどは流さないでください

風呂場や洗面所の排水口に髪の毛が詰まっていますか？髪の毛は、分解しにくく、汚物が引っかかりやすくなるなど管の閉塞（詰まる）原因となります。こまめに取り除き、下水道に流さないでください。

## 下水道はゴミ捨て場ではありません

### 【下水道は皆さんの財産です】

正しく使用しないと、故障の原因となり、設備の寿命を縮めることになってしまいます。また、処理場や下水管、ポンプの維持管理費用、修理費用が増加すると、結果として使用料の増加という形で皆さんのご負担が増えることになります。

そうならないためにもマナーを守り、安心して使えるようご協力をお願いします。

【問い合わせ先】地域整備課 上下水道室 ☎68-5540

## 平成19年4月使用分から下水道使用料が変わります

日頃から、下水道事業につきましてご理解とご協力をいただきありがとうございます。昨年もお知らせしていますとおり、下水道事業の安定的な運営を図るため、平成19年4月までに段階的に使用料が引き上げになります。

厳しい経済情勢のなか、皆さまには、ご負担をおかけしますが、今後とも経費節減を図り、効率的な事業運営とサービスの向上に努力してまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 平成19年4月からの下水道使用料（別表1参照）

#### ・一般家庭の場合

一般家庭の世帯割料金は、1戸につき1ヶ月2,520円となります。

世帯員割料金は変わらず、世帯員1人につき1ヶ月420円です。

例) 4人家族の1ヶ月の下水道使用料は、  
2,520円 + (4人 × 420円) = 4,200円となります。

#### ・事業所等の場合

事業所の基本使用料は、1事業所につき1ヶ月2,520円となります。

1ヶ月の水道使用量が15m<sup>3</sup>までの場合には、基本使用料だけとなりますが、15m<sup>3</sup>を超えれば、15m<sup>3</sup>を超えた1m<sup>3</sup>につき、168円の超過使用料が必要となります。

例) 1ヶ月に50m<sup>3</sup>を使用される事業所の1ヶ月の下水道使用料は、  
2,520円 + (50m<sup>3</sup> - 15m<sup>3</sup>) × 168円 = 8,400円となります。

別表1 1ヶ月あたりの料金表

(消費税込)

種別	区分	平成19年3月までの使用料	平成19年4月からの使用料
一般家庭	世帯割	2,205円	2,520円
	世帯員割 (世帯員1人につき)	420円	420円
事業所	基本使用料 15m <sup>3</sup> まで	2,205円	2,520円
	超過使用料 15m <sup>3</sup> を超えた 1m <sup>3</sup> ごと	136円	168円

使用料の請求は、現行どおり2ヶ月に1回（奇数月）です。

口座振替をご利用ください

使用料の納付につきましては、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替を希望される方は、通帳と印鑑をご持参のうえ伯耆町指定金融機関の各本支店で手続きをしてください。